

2022年7月29日

課外活動（文化会・学術研究会・単独パート（放送研究会）・
同好会・準登録団体）に参加される学生の皆様へ

学生センター

宿泊を伴う活動および合宿等における新型コロナウイルス感染症対策について

宿泊を伴う活動においては、通常の活動と比べて、感染拡大のリスクが高まることが予想されます。

宿泊を伴う活動および合宿等を行う際は、感染症対策計画書・参加者名簿を作成し、所管窓口によるヒアリングを受け、必要な感染症対策が講じられると判断できる場合に限り、許可することとします。

つきましては、下記のとおり、事業実施にあたっての重要事項および留意事項等を記載していますので、必ず確認してください。

なお、各部指導者・団体幹部（代表者・部長等）においては、構成員に周知徹底の上、下記の重要事項および留意事項等を熟読し、実施の可否を検討してください。

すでに宿泊を伴う活動に関する事業届を提出した団体についても、改めて感染症対策計画書を作成の上、所管窓口まで提出してください。

記

1 重要事項

- ・本取り扱いを参加者全員が理解し、団体内で講じる感染症対策を把握していること。
- ・事業の参加について、事前に家族の同意を必ず得ていること。
- ・参加の強要または不参加に伴う不利益な取り扱いをしないこと。
- ・咽頭痛や発熱等の症状がある体調不良者は活動に参加しないこと。
- ・宿泊中に罹患者が発生した場合の対応について、事前に宿泊先へ確認の上、その確認内容を感染症対策計画書に記載すること。
- ・宿泊先にて罹患者および濃厚接触者に該当した場合、帰阪できなくなる可能性があることに留意すること。（罹患者の場合は少なくとも10日間、濃厚接触者の場合は5日間）
- ・事業実施中における新型コロナウイルス感染症発生に伴う諸費用（検査費用、キャンセル料、滞在費等）については、全て団体負担とし、大学は一切負担しない。
- ・大阪で緊急事態宣言が発出された場合、宿泊を伴う活動および合宿等は禁止とする。
- ・宿泊先にて緊急事態宣言が発出されている場合、宿泊を伴う活動および合宿等は禁止とする。
- ・大阪および宿泊先にて、まん延防止等重点措置が発出されている場合、宿泊を伴う活動および合宿等を極力控えること。

2 宿泊時における留意事項

- ・宿舎では食事、入浴、睡眠時以外はマスクを着用し、大声を出さず、静かに過ごすこと。
- ・部屋は可能な限り少人数での分散利用とすること。
- ・食事は原則、個食とし、黙食を徹底すること。
- ・飲酒は行わないこと。
- ・活動中に使用するものは各自で確実に準備すること。（特にタオル類の貸し借りは厳禁）

3 体調管理に関する対応について

- ・ 事業実施宿泊前1週間および帰宅後3日間は健康観察を行い、咽頭痛や発熱等の体調不良を感じる場合は、必ず医師の診断を受けること。
- ・ 事業実施期間中に体調不良者が発生した場合は、適切に対応すること。ただし判断に迷う場合は、所管窓口連絡すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発症・感染・重症化予防のため新型コロナワクチンの3回目接種を検討すること。

4 罹患者発生時の対応手順

- ① 医師または保健所等から陽性と診断された場合は、直ちに活動を停止する。
- ② 罹患者および濃厚接触者については、地域の保健所や医師の指示に従う。
- ③ 所管窓口にて電話にて連絡する。
※ 連絡先については別途連絡する。
- ④ 保健管理センターの罹患者報告フォームへ報告する。
(URL: <https://www.kansai-u.ac.jp/hokekan/index2.html>)

以上

【問い合わせ（所管窓口）】

- ・ 文化会、学術研究会、単独パート（放送研究会） ⇒ （千里山）学生生活支援グループ
同好会、準登録団体 ⇒ （高槻）高槻キャンパス事務グループ
⇒ （ミューズ）高槻ミューズキャンパス事務グループ
⇒ （堺）堺キャンパス事務室
- ・ ボランティア学生スタッフ、ピア・コミュニティ ⇒ ボランティア活動支援グループ
- ・ 体育会、単独パート（応援団） ⇒ スポーツ振興グループ

※ 一斉休業期間中（8月11日～20日）の問い合わせ先については、別途連絡いたします。